

二次レーダーターゲットに係る レーダー間隔の適用基準の制定

令和4年8月11日適用

令和4年7月
航空局交通管制部管制課

課題

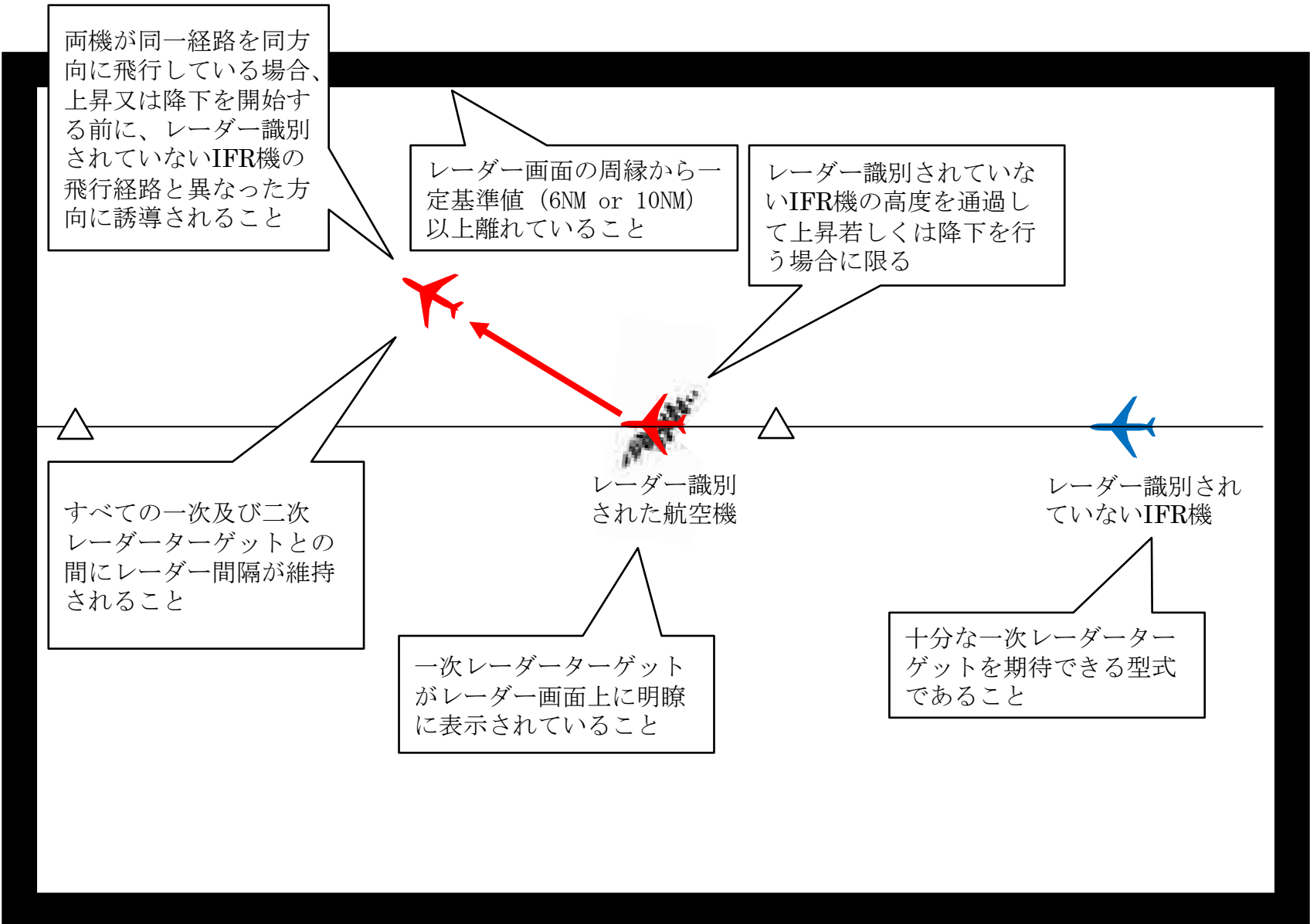
管制方式基準 (IV)レーダー使用基準 6 管制間隔 においては、「レーダー識別された航空機とレーダー識別されていないIFR機との間」に適用するレーダー間隔が規定されている。

当該規定は、レーダー覆域外を飛行するIFR機との間であっても、特定の条件を満足する場合に限り、レーダーを使用した間隔を適用可能とするものであり、主に洋上管制区と国内空域の間を行き来する航空機間に対して効率的な管制業務の提供を可能とするものである。

現行規定は、一次レーダーターゲットを使用するもののみが規定されており、二次レーダーターゲットを使用するものについては規定されていない。

現在、管制区管制所においては、二次レーダーのみに依存したレーダー業務を実施しており、現行規定の「レーダー識別された航空機とレーダー識別されていないIFR機との間」に適用するレーダー間隔が適用できない。これについて、ICAO基準に準拠し、二次レーダーターゲットを使用できるものを新規制定する。

現行規定：一次レーダーターゲットを使用する場合(例)



新規制定:二次レーダーターゲットを使用する場合(例)

